

令和 5年 6月 2日

各 位

建設業労働災防止協会
和歌山県支部

「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」開催のご案内

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、刈払機取扱作業における事故の防止と振動障害の予防を図るため、厚生労働省より、平成 12 年 2 月 16 日「基発第 66 号 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」と平成 21 年 7 月 10 日「基発 0710 第 2 号 チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針について」が通達されました。この通達により刈払機を使用する作業者に対し標記教育を下記のとおり実施いたしますので、受講を希望される方はぜひ、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 講習日時 令和 5年 7月 11日 (火) 10:00 ~ 16:10
※教育終了後、即日修了証を交付いたします。
すでに教育手帳をお持ちで、そこに修了証明が必要な方は、当日持参し受付に提出してください。修了証明はどちらか一方になります。
2. 講習会場 和歌山県建設会館 3階会議室
〒640-8262 和歌山市湊通丁北 1-1-8 (TEL: 073-436-1327)
3. 定員 42名 (定員になり次第、締め切ります。)
4. 受講料 11,000円 (消費税、テキスト代を含みます。)
5. お申込方法 「受講申込書」に受講料を添えて、事前に下記の申込先に持参、若しくは現金書留にて郵送をお願いします。
※口座振込みをご希望の場合は当支部まで連絡ください。
6. お申込先 建設業労働災害防止協会和歌山県支部
〒640-8262 和歌山市湊通丁北 1-1-8 (TEL: 073-436-1327)
7. 予約開始日時 令和 5年 6月 12日 (月) 9:00~
8. お問合せ先 建設業労働災害防止協会和歌山県支部 (TEL: 073-436-1327)

(注)当教育は学科教育です。実技教育(1時間)については各事業所において実施し、実施日・実施時間を証明していただくようお願いいたします。実技教育をしていないとその業務に就く事ができないことを申し添えます。